

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和25年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月30日から同年5月1日まで
② 昭和26年6月30日から同年7月1日まで

D学校を昭和23年3月20日に卒業し、A事業所に就職した。当時、E事業所の長をしていた叔父の勧めで、C事業所へ転職することに決めた。転職した際に、厚生年金保険被保険者期間が空白になっているのは納得がいかない。また、C事業所も26年6月末まで勤務したのに、厚生年金保険被保険者期間が同年7月1日までとなっていないのには納得がいかない。両事業所とも正職員として勤務し、月給制だった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所及びC事業所の後継事業所であるB事業所は、申立期間①について、申立人がA事業所からC事業所へ転職した際、継続して勤務していたと思われる旨、及び申立期間②について、当該後継事業所は申立人が6月末日まで在籍していた旨を回答していることから、申立人は、申立期間①においてA事業所に、申立期間②においてC事業所に継続して勤務していたことが

認められる。

また、B事業所は、A事業所及びC事業所において、退職月の厚生年金保険料は控除されていたと思われる旨を回答していることから、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和25年3月の社会保険事務所（当時）の記録により5,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC事業所における26年5月の社会保険事務所の記録により5,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所は不明としているが、A事業所が資格喪失日を昭和25年5月1日として届けたにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いこと、また、C事業所が資格喪失日を26年7月1日として届けたにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る25年4月及び26年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1173

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年8月10日に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成19年12月28日に支給された賞与において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月
② 平成19年12月

国（厚生労働省）の記録によると、A事業所から平成19年8月及び同年12月に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料が控除されている旨の記載がある明細書を所持しているため標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人に係る平成19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、現金出納簿並びに申立人が所持する同年夏期及び冬期の賞与支給明細書から、申立人は、平成19年8月10日に10万円、同年12月28日に35万円の賞与を事業主により支給されていたことが確認できる。

申立期間①については、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付

の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により 35 万円の賞与が支給されていることが確認できるものの、控除された保険料額に見合う標準賞与額は 30 万円であることから、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1174

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和42年3月24日、資格喪失日は43年10月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年3月から同年9月までは2万円、同年10月から43年9月までは2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月頃から43年10月頃まで
昭和42年3月に学校を卒業後、A社B事業所に入社し、43年10月頃まで勤務した。同時期に入社した同僚には、厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、自分の記録が無いことに納得がいかない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、昭和42年3月24日付けでC社D事業所（A社が分社化した後の事業所の名称）において雇用保険被保険者資格を取得し、43年10月15日付けで離職していることが確認できることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

一方、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和42年3月24日、資格喪失日は43年10月16日）が確認できる。

また、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同日付けで入社したと供述する同僚は、昭和42年3月24日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同時期に入社したとして申立人が名前を挙げる複数の同僚は、同年2月24日から同年3月24日にかけて被保険者

資格を取得していることが確認でき、これら同僚のうち所在が確認できた二人は、「申立人とは、高等学校を卒業した後の同じ時期に入社し、仕事内容及び勤務形態も同じだった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者名簿の記録は、申立人のものであり、事業主は、申立人が昭和 42 年 3 月 24 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43 年 10 月 16 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記の被保険者名簿に記載されている未統合の申立人のものと認められる記録から、昭和 42 年 3 月から同年 9 月までは 2 万円、同年 10 月から 43 年 9 月までは 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

佐賀国民年金 事案 557

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から58年10月まで
会社を退職後の昭和56年7月、A町役場で国民年金の加入手続を行った。
申立期間当時、居住していた地区では婦人会による国民年金保険料の集金が行われており、毎月、婦会の役員を通じて保険料を納付していた。
申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳、特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によれば、申立人が昭和53年1月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、申立期間中に国民年金に再加入したとする記録は無く、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されることは無く、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録により、申立期間において、申立人の元夫は厚生年金保険の被保険者であるため、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となることから、申立人は、加入手続時から遡って国民年金の被保険者となることができず、申立期間の保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から51年3月まで
昭和45年頃、A市B区役所で加入手続を行って国民年金に加入し、国民年金保険料は住所を変更するたびに区役所から納付書を受け取り、区役所の窓口で定期的に納付していた。
申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口で定期的に納付していたことを覚えているのに、未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和51年4月にA市C区役所で払い出されたことが確認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、昭和46年4月から48年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付ができないものの、49年1月から50年3月までの期間は過年度納付により、同年4月から51年3月までの期間は現年度納付により保険料を納付することが可能であったが、申立人は申立期間の国民年金保険料は定期的に区役所発行の納付書により納付していたと供述しており、遡って納付したとは申し立てていない。

さらに、申立期間は60か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から同年6月まで
昭和41年3月、A社を退職したため、B町（現在は、C市）役場で国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料は、B町役場窓口でまとめて納付した。
申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立人が昭和40年10月25日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した後、41年7月11日に国民年金に任意加入被保険者として再加入していることが確認できるが、申立期間中に国民年金に加入したとする記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間において、申立人の夫は、厚生年金保険の被保険者であるため、妻である申立人は国民年金の任意加入対象者となることから、申立人は、加入手続時から遡って国民年金の被保険者となることはできず、申立期間の保険料を納付することができない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間に係る検認記録欄には、検認印が押されていない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1175

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月18日から37年3月8日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社（現在は、B社）で勤務していた昭和34年5月18日から37年3月8日までの期間について脱退手当金が支給されたこととされているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和32年7月より前に厚生年金保険被保険者期間を有する者の場合、脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所（当時）から社会保険庁（当時）に厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録を照会することとされていたところ、申立期間よりも前の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、当該記録照会に対して社会保険庁から社会保険事務所に回答していることが記録されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和37年3月8日）から約9か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、オンライン記録では、申立期間の前に勤務していたA社の昭和22年6月10日から29年2月2日までの被保険者期間については計算の基礎とされており未請求となっているが、前述の厚生年金保険被保険者台帳には当該期間に係る脱退手当金が支給された旨の記載が確認でき、日本年金機構は、申立期間に係る脱退手当金を

支給決定した当時、当該期間については、脱退手当金の支給済期間として整理されていたと回答している。

また、当該期間がオンライン記録において脱退手当金の支給済期間となっていないことについて、日本年金機構は、昭和48年3月の社会保険庁から各都道府県宛での通知によれば、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に記載されている支給期間等が完全である場合にのみ脱退手当金の支給記録として取り扱うものとされていたところ、同期間については支給記録に不備があったため、脱退手当金の支給期間とされず、オンライン記録において支給済期間として登録できなかったものと考えられると説明していることから判断すると、未請求とされている被保険者期間は脱退手当金が支給されているとともに、申立期間に係る脱退手当金についても支給されているものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 31 年 6 月まで

昭和 30 年 4 月、中学校を卒業後すぐに A 社（現在は、B 社）に就職し、同社の C 部に所属していたが、31 年 5 月に病気のため手術を受け、医者から C を控えるよう指示されたため、同年 6 月に同社を退職した。

国（厚生労働省）の記録によると、A 社で勤務していた期間は厚生年金保険に未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に中学校を卒業後、すぐに入社したと申し立てている。

しかしながら、昭和 30 年 4 月に A 社に入社し、同年 4 月 1 日付けで同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚は、「私が入社したときは、高等学校卒業後に入社する者が多く、会社の C 部についても、中学校卒業後すぐに入部した者は一人いたが、申立人ではなかった。」、「昭和 30 年 4 月に A 社に中学校卒業後すぐに新卒で採用された者は、私ともう一人（申立人とは別の者）だけだった。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同年 4 月 1 日付けで同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 16 人のうち中学校を卒業直後、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、上記の同僚と同人が名前を挙げた者の合わせて二人だけであることが確認できる。

また、前述の同僚の一人は、「私が入社した年（昭和 30 年）の 6 月と 10 月に中途採用者が入社してきたが、申立人は、その年の 10 月頃に入社してきたと思う。」と供述しており、申立人の中学校卒業後すぐに入社したとする主張と相違する。

さらに、前述の同僚が昭和 30 年 6 月又は同年 10 月に A 社に入社したとす

る複数の同級生は、31年3月1日付けで同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同社では中途採用者を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、当時の複数の同僚に申立人の退職時期について照会したところ、不明としており、申立人のA社における退職時期についての供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は見当たらず、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、B社は、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について、確認できる資料が残っておらず不明であると回答している上、申立人も申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。